

## 第8回大阪府地方独立行政法人評価委員会 議事要旨

- 1 日時 平成17年12月26日(月)14時00分～15時54分
- 2 場所 大阪キャッスルホテル6階「鴛鴦(おしどり)」
- 3 出席委員 奥林委員長、辻本委員、中島委員、服部委員、松澤委員、宮嶋委員  
(永田委員、山谷委員は欠席)
- 4 議題
  - (1)大阪府立病院機構の中期目標等について
    - ・「病院改革プログラムー診療機能の見直し編ー」の概要説明
    - ・各委員からの意見と対応方針の説明
    - ・中期目標及び中期計画の論点整理の修正案の説明
    - ・質疑応答、意見交換
    - ・現段階における評価委員会としての意見の確認
  - (2)大阪府立大学の年度評価の考え方について
    - ・「年度評価の考え方について(案)」及び「業務実績に関する報告書様式(案)」の決定
  - (3)大阪府立大学の役員報酬の支給基準について
    - ・役員報酬支給基準の変更に対する意見の申し出
  - (4)その他
    - ・次回開催日程等の確認

## 5 議事概要

### 開会

#### <議事項目の確認>

委員長より、本日の議事項目の確認を行った後、大阪府立病院機構の中期目標等の議論について、基本的なスタンス、今回の到達目標について、次のとおり説明があった。

- ・本日の議論の基本的なスタンスとして2点を確認しておきたい。1つは、これまでの議論なり意見が今回の修正案に十分反映されているかどうか。もう1つは、本日に示された中期目標・中期計画が果たして評価の基準になっているかどうか、である。最終的には、中期目標・中期計画の案について、委員会として知事に意見書を出すということになっているが、本日は、改めて修正案を議論した上で、委員会として意見書に示すべき意見があるかどうか確認したい。

### 議事

(1) 大阪府立病院機構の中期目標等について

< 資料の説明 >

事務局より、次の資料3点について説明があった。資料1 - 3については修正箇所を中心に説明を行った。

資料1 - 1 「府立の病院改革プログラム（診療機能の見直し編）の概要」

資料1 - 2 「中期目標・中期計画の論点整理（案）に対する委員意見について」

資料1 - 3 「大阪府立病院機構中期目標・中期計画について（修正案）」

< 資料1 - 3 についての意見交換 >

資料説明の後、主に資料1 - 3 について、前回の委員会の議論やこれまでの意見が十分に反映されているか、という観点から、意見交換を行った。

< 法人全体の評価と各病院の評価のすみわけ、具体的な評価方法について >

委員から、法人全体の評価と各病院の評価のすみわけ、具体的な評価方法について、次のような意見があった。

- ・意見はほとんど盛り込まれている。まだ少しというようなところがあるが、今後評価するに当たって、総論として全体像をとらえていると思う。
- ・各病院のコンセプトの違いがある中で、法人として一つに括って中期目標、中期計画を策定し、さらに、病院ごとの計画設定を行うこととしているが、実際に評価するにあたって、法人全体の評価と個々の病院の評価とどのようなすみわけをするのか、評価のプロセスも含めて、まだ良く理解できない点が若干ある。
- ・例えば、5つの病院それぞれに医療水準向上のための調査研究というのが盛り込まれているが、成人病センターと母子保健総合医療センターでは、「治療法の開発」ということが加わっており、各病院の実績評価をするときに、研究の位置づけがほかの3つの病院とは大分違うような感じがする。実際に評価するにあたって、研究所のある病院については研究に重点を置き、その他の3つの病院については診療に重点を置く、といったウエイト付けをしておけば、今後、個々の病院のコンセプトに応じた評価がやりやすくなるのではないか。
- ・法人の中期目標・中期計画としては、各病院のコンセプトの違いが反映されたものとなり、当初と比べると相当すばらしいものになっているが、これから評価する立場からすると、もう少し配慮がいるのかな、と感じた。

委員からの意見について、事務局より、次のとおり回答があった。

- ・成人病センターと母子センターについては、研究部門があるので、ほかの3つの病院に比べて、研究に非常に力を入れており、府立病院機構においても、府域の医療水準の向上というのが1つの大きな柱となるので、引き続きこの2つの病院だけでなく、独立した研究部門のない病院においても、力を入れて研究に取り組む予定にしている。
- ・また、実際に評価していただくにあたっては、法人からの実績報告として、各

病院における研究の取り組み、例えば、こういった論文もしくは研究発表をしたというような資料をお示しすることになるかと思うので、その際、評価していただきやすいように、わかりやすく実績をお示しできるようにしたいというふうに考えている。

事務局からの回答を踏まえ、他の委員から、次のとおり補足説明があった。

- ・病院機構全体の中期目標・中期計画なので多少漠然とせざるを得ない。ただ、実際に実績評価する際には、各病院の実数値だけでなく、その実数値がいかに困難なものであったのか、それをどのように達成したか、という情報を法人が提供し、評価委員会がその情報をもとに評価する、こういう評価のプロセスになるかと思う。

<退院時の患者受入に関する地域連携、医療安全対策等の記述について>

委員から、患者が退院する際の地域連携のあり方について、新たな意見の申し出があった。

- ・これまでの意見については、とりあえず十分かと思う。
- ・先週、成人病センターの現場を拝見した際に、ぜひここにもう少し組み込んでいただきたいなあと思うことがあったのでご検討いただきたい。府民・患者にとって、この5病院に行ってもいい医療を受けられる、安心できる、納得できる、そのことが目標値として盛り込まれていること、それはそれでとても大切なことであるが、成人病センターは急性期医療なので2週間あるいは20日前後ぐらいいまだ医療を受けられない。それで、医療ソーシャルワーカーの方、医療相談室などを訪ねて現場の感覚を確認させていただいたときに、どう次になんか、その情報ということで現場も困っているということを感じた。
- ・2の4の「府域の医療水準の向上への貢献」、これがひいては地域連携ということに多分つながっていくと思うが、この項目だけだと、府立の病院で急性期医療を受けて、次に安心できるつなぎということが見えない。次の病院に行くことの不安が患者・家族の声として上がってくることを思うと、やはりもう少し計画の中で、どのようにつないでいくのか、そこの連携をどうするのか、そういったものが見えることがやはり府民の安心というところにつながると思う。前は、意見として申し上げていないが、改めてご提案をさせていただきたい。

また、委員の意見に関連して、他の委員から補足意見があった。さらに、3点ほどの修正意見があった。

- ・私も、先ほどの意見と同じことを感じた。4ページの中期目標の「他の医療機関との役割分担と連携を強化し」の次にある「紹介患者の受入を進めることにより」の記述でひっかかった。紹介してもらおうけれども、返すという部分が欠落しているので、逆紹介のことをここに少し書かれたら、先ほどの意見を吸収できると思う。

- ・7ページの(1)医療安全対策の徹底について、事故に遭われた患者さんやご家族、また事故を起こした当事者の心のケアであるとか、紛争解決プロセスにおいて感情的なコンフリクトを和らげるような仕掛け –最近はADR(裁判外紛争解決手続: Alternative Dispute Resolution)という試みをやっている医療機関も増えているが– 可能であればそういうことを入れていただきたい、と前回申し上げた。非常に難しいと思うが、例えば「医療事故等に関係した患者・家族や医療従事者の心理的支援等を行えるような体制を5病院の人材ネットワークを活用して整備する」という表現で検討いただきたい。本当はすぐに行えるようになるのが望ましいと思うが、ちょっと難しい課題なので、「整備する」ぐらいの表現でよいと思う。
- ・同じ7ページの(2)より質の高い医療の提供の3つ目のところについては、標準化された医療のある種のアンチテーゼとしてテーラーメイドメディスンという、個々の患者さんにきめ細やかな医療も必要ではないかという意見があって、それを踏まえて書いていただいた文章と思うが、文章の最後のところで「患者への負担が少ない手術など最先端の医療技術の導入に努める。」とあり、またここで最先端医療の話に戻っている。ここは、同じ病気であっても、その人の人生とか価値観とかでアグレッシブな治療でいきたいのか、保守的にいきたいのか、いろんな選択肢があるということなので、この前段のところの、「個々の患者の病態のみならず、患者さんの希望とか価値観とかも考慮したような最適な医療を提供し、患者のクオリティ・オブ・ライフの向上を図る」というぐらいの表現にとどめたほうがよいという印象を受けた。
- ・その下の「診療データの整理・分析による質の向上」という項目は、要するに持っている診療データを使ってあることをしようという趣旨であるが、ここには「他の医療機関との比較が可能となるよう」と書かれている。経営については他の医療機関とのベンチマーク比較は可能であるが、診療の機能に関しては、患者さんのバックグラウンドとか提供する医療の中身が違うので、そう簡単には比べられないという説明が先ほどあったが、そういうことを踏まえると、ここは、他の医療機関との比較が目的ではなくて、蓄積された診療データを分析して、それぞれの医療機関で経時的変化や他の医療機関との比較を通じて、医療の質の向上に院内で役立てていくということがメインの目的になるのかなと思う。医療の質を向上するためにそういう情報を分析・活用するというニュアンスで書いたほうがいいのか、という気がした。

<独立行政法人の評価の基準となり得るか否かについて>

本日欠席の委員から「中期目標・中期計画に関する意見」が提出されており、事務局からこれを読み上げた。内容は次のとおり。

- ・今回の中期目標・中期計画の修正案は、複数年度にわたる中期計画・中期目標期間の指針としての機能を十分果たしていると考えられる。たとえば、医療の

質という定量的な目標設定になじまない部分についても、工夫して書き込んであり、評価を前提とした作りになっている。

- ・中期目標・中期計画の成否を左右するのは、より具体的な単年度計画・単年度目標の作成と、それらの年度ごとの業績達成度である。中期目標・計画はそれほど詳細である必要もなく、明確に書き込むものでなくてもかまわないが、年度の目標や計画がいろいろ加減だと困るので、年度の計画と目標を作成するには、以下の諸点が重要ではないかと考える。

(1)大阪府の高度専門医療を担う独立行政法人であるという特性を反映した年度計画・年度目標は、抽象的な文章になりやすいので、この点に留意し、毎年、何をどこまで達成するのかについて可能な限り明確化すること。できれば、大阪府の医療政策（年度事業）との連携を考えること。

(2)しかし他方で経営やマネジメントの改善・効率化が求められているので、年度ごとの財務改善計画をきちんと考えること。

(3)単に効率化や経費削減だけでなく、医療従事者や事務職員のインセンティブの向上につながる評価項目を考えること。

- ・言うまでもなく、独立行政法人の組織運営の評価、事業活動評価のための年度計画・年度目標であり、医療の質や研究そのものの評価ではないという点に配慮していただきたい。

事務局から意見の読み上げがあった後、委員長から、修正案に対する総括的な意見であり、指摘のあった点をもう一度事務局をお願いした上で、最終案をつくっていただきたい旨のコメントがあった。

#### <施設・設備の更新・整備計画の位置づけ等について>

委員から、施設等の更新・整備計画の位置づけ、健康危機管理事象への対応について、次のような質問があった。

- ・2ページ一番下に「平成18年度に更新・整備計画を策定し」とあるが、これは18年度に積み残すということなのか。また、中期計画の最後には、資金計画、施設計画があるが、これとの関係はどうか。また、リニアック（高エネルギー放射線治療装置）やアンギオ（血管連続撮影装置）だけでなく、高度専門医療設備全般の更新・整備計画を策定しようとしているのか。
- ・5ページの目標のところ、「健康危機管理事象への対応など、将来の行政需要を含めた医療課題等について」という記述があるが、これは具体的にどういうケース、どういう事象を想定されているのか。

委員からの質問に対して、事務局から次のとおり回答した。

- ・医療機器の計画的な整備については、法人化以降、年度ごとに一定の枠を設定して、その範囲の中で、毎年度、高度医療機器の整備等、計画的に各病院の機器を更新したいと考えており、そういう形で資金収支計画をつくっていききたい。資金収支計画の金額を設定するに当たり、各病院から、どういう機器の更新が

必要かということも聞いており、それを踏まえて収支計画の設定をしたいと考えている。この整備計画そのものは、中期計画の中に入れるということではなくて、法人化した当初に法人が策定し、その整備計画をもって計画的に整備していきたいと考えている。

- ・中期計画に示したリニアックやアンギオ等の非常に高額な医療機器というものもあるし、金額的にはここまで及ばなくても、高度専門医療をやる上で必要な医療機器というのものもある。非常に老朽化しているものもあるので、更新の予算の一定枠を設定して、その中で計画的に整備をしていきたいと考えている。特に大きな機器については、どの病院で何年度に計画する予定というようなあたりも計画としては持ちながら、5年間対応していきたい。
- ・2点目の指摘である5ページの の中の健康危機管理事象については、以前からSARS、現在では、新型インフルエンザの問題も議論されているが、こうした健康危機管理事象が発生する場合の対応などについて、現在、大阪府では、新型インフルエンザについての大阪府の行動計画を作成中であるが、そのような事象が発生した場合、行政需要を含めて府立の病院としてどうするのかといったことについて検討して柔軟に対応していくという考え方である。
- ・このような危機事象だけではなくて、現在、第5次医療法の改正の議論の中で、医療提供体制がいろいろ議論されているが、そういったものが出て、大阪府としてどういう医療行政を進めていくかという中で、必要な部分については、当然、府立の病院としてどうしていくのかということを検討していく、そういった趣旨でここは書かせていただいた。

事務局からの回答に対して、さらに、委員から施設等の更新・整備計画について次のような意見があった。

- ・5年間の中期計画において、重要な経営計画の一環である設備計画が積み残されるのは、後々いろんな齟齬が出てこないかと懸念する。金額的には、ある設備を念頭に置いて割り振られているのに、施設整備の具体的な計画は来年度に決められるというのは、ちょっと違和感がある。

委員からの意見に対して、事務局から次のような追加説明があった。

- ・昨年度策定した「病院改革プログラム・運営形態の見直し編」において、医療機器の整備のための資産の購入費、増改築工事などを合わせて22億5,000万円を毎年確保できる形で収支の見込みを立てていた。この金額については、今年度、資金計画を立てるまでの中で精査し確定したいと考えているが、さらに、その枠の中で優先順位の高いもの、あと戦略的に高度医療を提供するために必要なものを更新していきたいと考えている。
- ・これらについては、来年度当初には、一定の計画を立てたいと考えているが、前倒して整備すべきものが出てくることもあるかと思うので、その枠の中で法人が計画的に整備することを考えている。

<優れた医療スタッフの確保について>

委員から、医療スタッフの確保について、次のような質問があった。

- ・高度専門医療の提供のところで、優れた医療スタッフの確保というのは重要なポイントだと思う。3ページに書いてあるが、ただ単に増やすというのでは非常に抽象的なので、数値目標などを年度計画で示されるものと思う。さらに、2ページ目の診療機能の充実のところでは、病院ごとに書かれているが、エの成人病センターとオの母子保健総合医療センターだけ、あえて「医師等の増員により」と書いている。3ページの全体的な部分では書いていないのに、ここだけ特別に書いてあるので、ちょっと違和感がある。全体の中でディスクリビューション（配分）はそれぞれに応じてやるのであろうが、ほかの病院から見たときに、うちは増員されないのではないかととられる可能性はないのか。優れた医療スタッフの確保は、非常に根幹にかかわるところであり、総論として非常に重要なところだと思うが、これはなぜか。

委員からの質問に対して、事務局から次のとおり回答した。

- ・優れた医療スタッフの確保が非常に重要であるというのは、ご指摘のとおりと考えている。今、我々の試算では、従来から説明させていただいているように、事務部門、現業部門については、アウトソーシング等、あるいはIT等によってスリム化を図っていくと考えているが、医療スタッフについては、原則、少なくとも現状維持していくという考え方である。そういった中でも、医師等の優秀な人材の確保は各病院とも進めていきたいと思っているが、収支の計画上ある程度人件費の枠というがあるので、その中で、できるだけ優秀な人材を確保していくという方向性である。
- ・2ページの成人病センターと母子保健総合医療センターのところに「医師等の増員により」と書いているのは、これは前回の委員会でいただいた意見であるが、手術待ち患者さんが出ているという実態があることから、手術実施体制の拡充の中身の説明として、医師等を増員することを明確にしたいこともあって、記載させていただいた。

<現時点における評価委員会としての意見の確認について>

質疑応答、意見交換が終わったことを受け、委員長より、これまでの評価委員会の意見がほぼ反映されていること、さらに、法人の業務実績を評価する指標として十分であることについて、次のとおり確認を行った。

- ・各委員から出ました従来意見についての対応はほぼできていると判断させていただきたい。
- ・次に、この中期目標・中期計画がいわば業績評価の指標として十分であるかどうか、という論点がある。恐らくそれは、年度計画を具体的にどうするか、我々評価委員会の課題とすれば、具体的に年度計画が果たしてどれだけ実行されたかということにもなる。この中期目標・中期計画というのは5年間の計画なの

で、それを年度ごとにブレークダウンしたときに具体的にどういうふうな数値になっていくか、あるいはどういう項目になっていくか、どういう実績値になっていくかということについては、これから具体的な数値を出していただくことになるので、評価指標としては、ほぼこれでいいのではないかというふうに感じている。

さらに、委員長から、現時点の中期目標の案について、評価委員会としてどのような意見書を出すべきか、各委員に対して次のとおり確認を求めた結果、全員異議なく、評価委員会として「現時点では特に意見なし」であることを確認した。

- ・最後の課題として、知事に対して我々の評価委員会から一体どういう意見を最終的に出すのか、という問題がある。基本的には、従来、例えば府立大学の場合には、「適当である」とか、あるいは「特に意見なし」というふうな形で表現されている。
- ・これまで3回の事務局とのやりとりを通じて、目標値についての意見というのとはかなり反映されているのではないかというふうを感じる。そうすると、我々の評価委員会の現段階でのスタンスとすれば、「特に意見なし」というふうな方向で落ち着きそうかどうかということであるが、そうではなくて、もっと附帯意見を出すということも不可能ではない。
- ・先ほども各委員から意見を出していただいております、さらに2月の評価委員会において、最終段階の案として、より具体的に記述していただくことも今日申し上げたところである。したがって、現在の段階では、我々評価委員会の意見はほぼ中期目標・中期計画に反映されている、こういう理解でよろしいですね。

## (2) 大阪府立大学の年度評価の考え方について

### < 議題の趣旨確認 >

資料の説明に先立ち、委員長から、次のとおり、議題の趣旨とこれまでの議論経過の説明があった。

- ・第5回及び第6回の評価委員会において、公立大学法人大阪府立大学の業績評価のあり方について議論した際、大学の専門性からすれば、果たしてこの評価委員会がどれだけ評価できるか、という意見も出ており、その点については、国立大学法人の評価結果などが出た段階でもう一度最終的に検討しようということになっていた。今年の9月に国立大学の評価結果が公表され、それを踏まえて事務局で、さらに今まで我々が出していた評価のやり方あるいは基本的な考え方というものを修正する必要があるかどうかということについてまとめていただいたので、まず事務局のほうから説明をいただきたい。

### < 資料の説明 >

事務局より、次の資料2 - 1 及び 2 - 2 について、国立大学法人の年度評価と異なる部分を中心に説明するとともに、国立大学法人評価委員会等の資料をもとに

確認した結果として、特に修正を加えることなく、これに基づいて大阪府立大学の年度評価を実施することは可能である、との報告を行った。

資料 2 - 1 「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について(案)」

資料 2 - 2 「平成 17 事業年度にかかる業務の実績に関する報告書 様式(案)」事務局の説明を受けて、委員長から各委員に次のとおり確認を行い、評価委員会として、「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について(案)」及び「平成 17 事業年度にかかる業務の実績に関する報告書 様式(案)」を決定した。

- ・第 6 回の評価委員会まで、公立大学法人大阪府立大学の年度評価の考え方についての議論をしたが、来年度は、法人から 17 年度業務実績の報告が提出され、評価委員会として年度評価を実施するということになっている。
- ・国立大学法人の評価結果や評価手法などが明らかになったので、それを踏まえながら、こういう考え方、様式でよろしいかということをお諮りしている。これについて何かご意見があれば、委員の皆さんから伺いたい。特になければ、国立大学での実績評価の報告書が出た段階でも、我々が最初に前提としていたような評価の仕組みで大きくやり方を変える必要がないというのが委員の皆さんの了解事項かと思うので、これで第 2 の議案は終了させていただきたい。

### (3) 大阪府立大学の役員報酬の支給基準について

#### < 議題の趣旨確認 >

資料の説明に先立ち、委員長から、次のとおり、趣旨説明があった。

- ・本来、公立大学法人から知事に対して届け出があって、それを評価委員会が報告を受けて意見を述べるというのが筋であるが、この改正理由は、大阪府の職員給与条例に準じた改正ということでもあり、大きな流れとしては、国家公務員の給与の改定に連動した動きでもある。また、明日にも法人から知事に届け出がなされるとのことなので、本日、評価委員会に報告していただくこととした。

#### < 資料の説明 >

事務局より、次の資料について説明があった。

資料 3 「公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の改正概要」

#### < 評価委員会の意見の申し出について >

事務局の資料説明を受けて、委員長から各委員に次のとおり確認を行ったが、異議がなかったため、評価委員会として、「意見の申し出はない」ことを決定した。

- ・改定の要点としては、給与の月額については 18 年 1 月から 0.3 %相当額を減じる、また、賞与については、18 年 4 月から 0.05 月分を引き上げる、ということであり、大阪府の職員給与条例に準じた改正となっている。これは一般的な社会の動きに連動したものであって、この評価委員会も妥当なものという

ふうに判断したいと思うが、特にご異議はないか。

- ・異議がないので、この原案どおり承認していただいたということで処理させていただきたい。評価委員会としては意見の申し出はないということを決断させていただく。

(4) その他

< 次回の開催日程について >

第9回評価委員会の開催日程について、次のとおり、事務局より説明があった。

- ・2月24日の10時から開催を予定している。開催場所等の詳細については追って事務局から連絡させていただく。